

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング（第30回）
2. 日 時	平成26年2月28日（金）午前10時～午前10時30分
3. 議 案	1. 『協会の内部管理責任者等に関する規則』等の逐条解説』の一部改訂について 2. その他
4. 主な内容	1. 『協会の内部管理責任者等に関する規則』等の逐条解説』の一部改訂について 本協会では『不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ報告書』の提言内容等に基づく「協会の内部管理責任者等に関する規則」及びその細則の一部改正を行う予定としている。当該規則改正に伴い『協会の内部管理責任者等に関する規則』等の逐条解説』についても当該規則改正を反映し、その他協会各社における運用を明確化する観点で、一部改正が必要となることから、当該逐条解説の一部改正案について事務局から説明を行った。 本件については、ワーキング・グループでの議論を踏まえて、再度事務局において修正を行い、WGメンバーに意見募集を行うこととした。 （主な意見等） ・第2条及び第6条の解説において、「内部管理統括責任者を定めた日」としているが、これは内部管理統括責任者の「就任日」であるのか、それとも「就任することが決定した日」なのか。 ⇒ 「就任日」である。趣旨が明確になるように修正したい。（事務局） ・第3条の解説において、「内部管理統括責任者は、会社組織上も可能な限り高位の者が内部管理統括責任者に就くべきである。」としているが、「就くべき」としてしまうとニュアンスとして強くなるのではないかと。むしろ前段の「最高責任者に対して意見できる者が望ましい。」の部分を「べきである。」とすれば足りるのではないかと。大きな会社であれば、ガバナンス体制がしっかりしているが、様々な社があるため、趣旨は分かるが書きぶりは慎重になる必要があるのではないかと。 ⇒ 平成3年の通達の趣旨を踏まえて「就くべき」としたが、再度書きぶりについて検討したい。（事務局） ・第4条の解説などにおいて内部管理統括責任者は、内部管理に従事することについて「専任として」従事する旨を追加記載しているが、実務上、システムや事務管理部門を兼務していることも多いため、落とした方がよいのではないかと。 ⇒ 実態と合わせ、「専任として」を削除する修正を行う。営業部門を兼務する者を排除したいという主旨であり、営業部門以外の部門を兼務する者は原則として排除されない。（事務局）

	・第15条の解説に追加された「営業職」とは、具体的にどのような者を指すのか射程がわかりづらい。(規律審査部の「外務行為を想定している」との回答に対して)他に営業員がいない場合の事務的な受注などもあり得るので、「外務行為は禁止」とすると支障がある。 ⇒ 営業活動を行う者が内部管理責任者を兼務することができない旨を明示する趣旨ではあったが、現在の逐条解説でも「原則、投資勧誘等の営業活動を行ってはならない」旨の記載があるため、削除を含め検討したい。(事務局) 以　　上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）